

(様式1)

## 令和2年度 防災計画(抄)

(16-②)

名古屋市立御幸山中学校長  
原 田 雅 裕

### I 目 的

- (1) 学級活動や学年活動において、火災・地震などの不測の事態に対して、生命を守るための最も安全な避難対策を確認するとともに、実際の避難訓練で実践できるようにする。
- (2) 定期的に校内の施設・備品の点検を実施し、安全確認や防災への対処をする。
- (3) 災害発生時における、生徒の保護者への引き渡し方法を明確にする。

### II 災害安全に関する指導 年間計画(訓練も含む)

| 実施予定日  | 指 導 ・ 訓 練 の 主 な 内 容                                                                   | 訓 練 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6月 8日  | 大規模災害・地震等の発生に備えた指導(保護者宛プリント配布)                                                        |     |
| 6月26日  | 緊急地震速報受信の後、地震・火災発生を想定した避難訓練<br>(避難経路・方法・場所の確認・点呼の訓練)<br><br>なごやっ子防災ノートを活用した、地震等に関する指導 | ○   |
| 7月 3日  | 稲武野外学習における災害発生時の指導(学年指導)                                                              |     |
| 7月 9日  | 修学旅行・校外学習における災害発生時の指導(学年指導)                                                           |     |
| 9月 1日  | 防災訓練(地震発生時の校内における避難の仕方と人員確認)                                                          | ○   |
| 10月 9日 | 大規模災害・地震等の発生における保護者引き渡し訓練                                                             | ○   |
| 1月29日  | なごやっ子防災ノートを活用した地震・津波に関する指導(学級指導)                                                      |     |

### III 生命の安全確保に対する指導について

- (1) 地震・火災・津波発生時に、身の安全を図る行動がとれるよう、学級活動で心構え・行動の仕方について指導する。
- (2) 避難訓練、防災訓練を通して、安全な避難の仕方について指導する。
- (3) 地域や通学路の危険箇所や避難場所を確認させる。
- (4) 生徒の帰宅方法を確認し、安全に保護者へ引き渡せるようにする。

#### Ⅳ 地震等における安全指導について

##### 1 地震発生を想定した指導

##### (1) 地震発生を想定した指導

###### ① 在校中

###### 〈教室にいる場合〉

- ア 緊急放送で状況を知らせる。
- イ 火の使用中の場合は、教科担任の指示で火の始末をさせる。
- ウ 素早く机の下にもぐり込むよう指示をし、頭部を守らせる。
- エ 放送やその時間の教科担任の指示で、避難経路に従って運動場に避難させる。
- オ 職員室にいる教職員で、校内に逃げ遅れた生徒がいないか、確認をする。

###### 〈廊下や階段にいる場合〉

- ア 緊急放送で状況を知らせる。
- イ 近くの教室の机の下にもぐりこんだり、危険物から離れてしゃがんだりさせる。その際、揺れが収まるまで手に持っている物や近くにある物で頭部を守りながら待機させる。揺れが収まり次第、避難経路にしたがって運動場に避難させる。
- ウ 教室に入れないときは、ガラス窓や蛍光灯の下を避けて、柱の側にしゃがませる。
- エ 階段からは、できるだけ早く離れ、動けなければその場にしゃがませる。
- オ 揺れがおさまり次第、担任は各教室へ、その他の教職員は校内を巡視して、安全に生徒を避難させる。また、安全指導担当者は運動場で生徒の整列指導と人員確認を行う。

###### 〈運動場にいる場合〉

校舎やサッカーゴールなどからできるだけ離れさせ、運動場の中ほどにしゃがませる。

###### 〈避難してからの留意点〉

- ア 避難したらクラスごとに人員点呼とケガ人の調査を行う。
- イ 校舎内に逃げ遅れた生徒がいないか、教職員が確認をする。
- ウ ラジオやテレビ、インターネットなどのニュースで状況を把握する。

###### ② 登下校中

- ア 揺れが収まるまで、手に持っている物やカバン等で頭部を守るよう指導する。
- イ 電線、ブロック塀・石門・自動販売機など、倒れそうなものからできるだけ離れさせる。
- ウ ビルの窓ガラスや瓦などの落下物がある場所からできるだけ離れさせる。
- エ 状況に応じて、教職員が担当分団地域の巡視をしたり、地域住民に協力を要請したりして安全な登下校に努める。

##### (2) 地震による火災発生を想定した指導

###### ◆ 第1避難場所：本校運動場

###### 第2避難場所：御幸山公園

- ア 火元・状況を確認し、避難経路にしたがって運動場へ避難させる。
- イ 運動場が危険な場合は、御幸山公園へ避難させる。
- ウ 避難時には、階段や廊下で「しゃべらない・押さない・走らない」を徹底させる。
- エ 煙の充満に対して、低い姿勢で、ハンカチや衣服で口や鼻を覆うようにさせる。
- オ 校内に逃げ遅れた生徒がいないか、担任以外の教職員が確認する。
- カ 避難訓練時の放送の聞き方、避難後の人員点呼の仕方を徹底する。
- キ 学級活動で、日常生活・学校生活における防火意識を高める。
- ク 修学旅行や稲武野外学習において、火災が発生したことを想定し、非常口・避難経路・避難

場所の確認や係員の指示に従って行動することを、事前と現地において指導する。

ケ 消火器や避難器具を定期的に点検し、使用方法について教職員に熟知させる。

(3) 津波注意報発表、津波警報発表・避難勧告発令、津波発生を想定した指導

① 津波についての指導

3階以上の教室・体育館に避難するように指導をする。

② 在校中

◆ 第1避難場所：本校体育館及び3階以上の教室

ア 津波の高さ等の情報を得ながら、学校で待機させる。

イ 運動場にいる場合は、教室に避難させる。

③ 登下校中

◆ 避難場所：

教職員が担当分団地域の巡視をしたり、地域住民に協力を要請したりして、生徒に対し、学校または近くの高台への避難指示を出し、生徒の安全確保に努める。

(4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導

緊急放送で速報の内容を伝え、地震に備え日頃から指導している安全な場所に、各自で避難するように指導をする。

(5) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合の指導

| 震度5強以上の地震発生時        | 生徒                                                                                                                                                                          | 教職員                                                                                                                      |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 在校中に発生した時       | <ul style="list-style-type: none"><li>授業をはじめとする教育活動を打ち切る。</li><li>あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す</li><li>翌日以後、学校からの連絡があるまでの間、臨時休業日とする。</li></ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対処する。</li><li>自校の状況を市教育委員会(学校整備課・指導室等)に報告する。</li></ul>      |
| (2) 登下校の途中に発生した時    | <ul style="list-style-type: none"><li>登校中の場合は、原則として、そのまま登校させ、上記(1)に準じた措置をとる。</li><li>下校中の場合は、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとる。</li></ul>                                       |                                                                                                                          |
| (3) 在宅時に発生した時       | <ul style="list-style-type: none"><li>学校からの連絡があるまでの間、臨時休業日とする。</li></ul>                                                                                                    |                                                                                                                          |
| (4) 野外教育センター利用の時    | <ul style="list-style-type: none"><li>出発時に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記(1)の措置をとる。</li><li>出発後に発生した場合は、できるだけ確な情報を集め、適切な措置を講ずる。</li><li>利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。</li><li>学校は、内容によっては保護者にも連絡する。</li></ul>             |
| (5) 修学旅行・その他の校外学習の時 | <ul style="list-style-type: none"><li>出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講ずる。</li><li>出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。</li></ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。</li><li>学校は、内容によっては保護者にも連絡する。市教育委員会に報告する。</li></ul> |

## 2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

### (1) 在校中

- ① 情報が発表されたことを、すみやかに生徒に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安を持たせないようにする。
- ② 情報が発表されたことを、緊急メール配信にて保護者に伝える。
- ③ すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては緊急メール配信にて保護者へ伝え、保護者への引き渡し等を実施する。引き渡し方法は、各教室にて、保護者と直接顔を合わせながら、学級担任または、担当学年職員が引き渡す。

### (2) 登下校中

- ① 登校中の場合は、そのまま登校させ、在校中に準じた措置をとる。
- ② 下校中の場合は、そのまま下校させ、在宅中に準じた措置をとる。

### (3) 在宅時

。情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日頃からの地震への備えの再確認をする。特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。

## 3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

### (1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

- ア 保護者用プリント（「南海トラフ地震に関連する情報発表時」「大規模災害発生時」及び「暴風警報」「大雨警報」発令時の対応について）を事前に配布しておく。
- イ 保護者の引き取りがあるまで、生徒は学校で待機させる。

### (2) 発生した時に周知する方法

- ア きずなネット学校連絡網を使って、生徒の学校引き取りを依頼する。
- イ メール登録を行っていない保護者には、電話連絡をする。
- ウ 通信網が遮断された場合は、正門に保護者向けの案内を掲示する。

## 4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

### (1) 参加人数

| 生 徒  | 職 員 | 保 護 者 等 | 合 計  |
|------|-----|---------|------|
| 604名 | 39名 | 33名     | 676名 |

(2) 訓練内容

9月1日(火) 2学期始業式後に以下のような指導を行う。

| 時 刻   | 内 容         | 訓 練 経 過                                                                                                                                                  |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10:50 | ○ 事前指導      | ○ 学級担任による事前指導<br>・ 防災訓練の内容(大規模地震発生時)と避難経路・避難場所等についての確認<br>・ 地震についての知識(余震や火災など)や地震発生時の心構えについて                                                             |
| 11:05 | ○ 大規模地震発生訓練 | ○ 緊急放送(大規模地震発生)<br>○ 机の下にもぐる(頭部を守る)<br>・ できるだけ姿勢を低く、頭部を守る<br><br>○ 避難・誘導・整列<br>・ 教室の窓を閉め、廊下に整列<br>・ 担任が運動場まで誘導、集会の隊形に整列<br>・ 人員点呼<br>○ 校長講話<br>○ 係からの諸注意 |

5 施設の整備について

学校建物内及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、定期的に安全点検を行い、必要に応じ補修改善等を行う。通学路も同様に定期的に安全確認を行う。点検や応急復旧のため、ヘルメット等の安全対策用具や作業用の工具等を用意しておく。

6 その他

(1) 防災用ヘルメット・防災ずきん等の常備の有無

「防災用ヘルメット・防災ずきん等の常備：なし」

(2) 地域の情報収集・情報伝達

- ア 中学校ブロック内の小学校と連絡を取り合って情報を収集する。
- イ PTA校外委員会及び役員から、情報を提供していただく。
- ウ 教職員で手分けして学区を巡視し、情報を収集し、学校に伝達する。
- エ テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、情報を収集する。
- オ なごやっ子あんしんメール配信により、収集した情報を保護者・地域に伝達する。

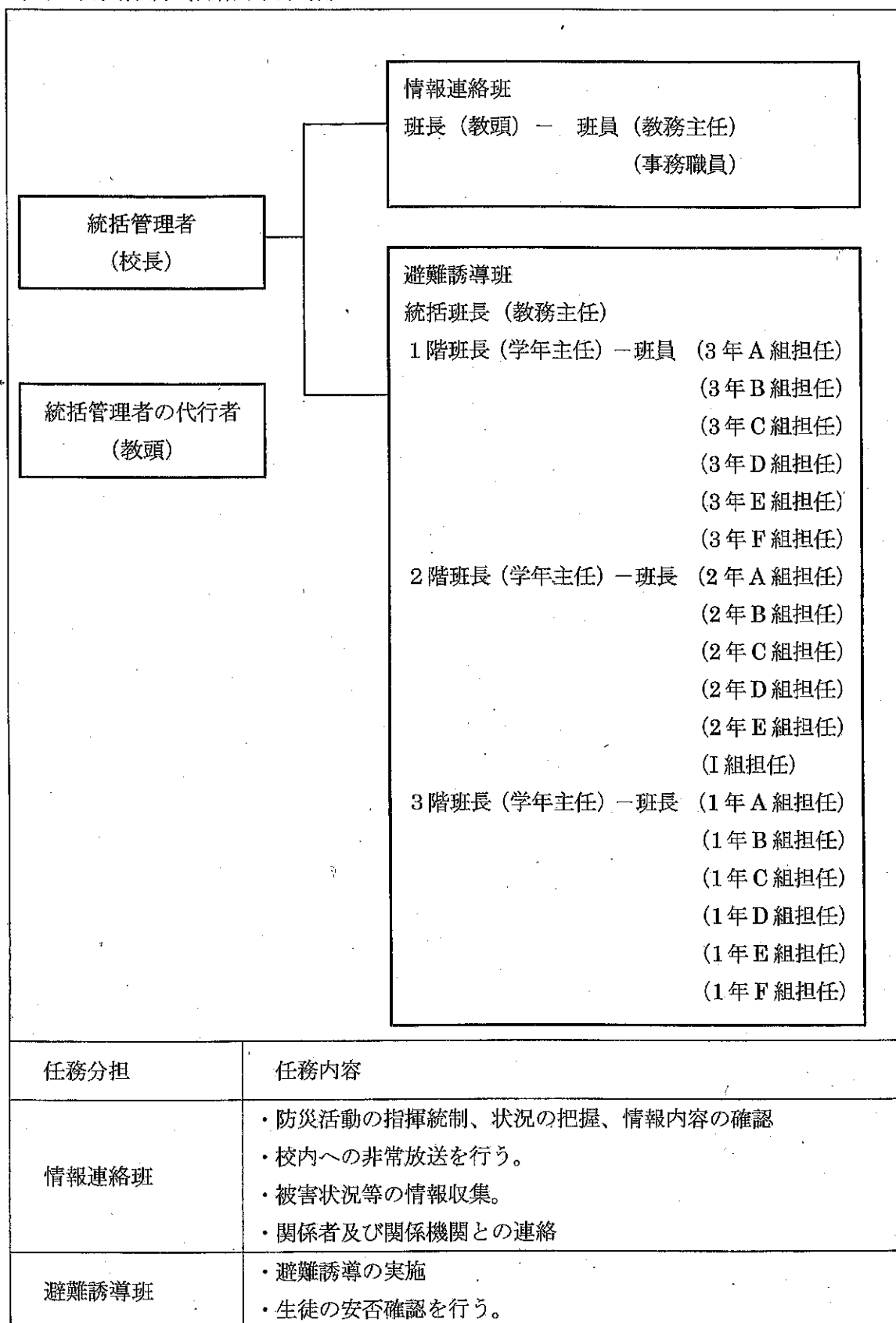
(3) 関係機関への連絡

- ア 学区から集めた情報をまとめ、学校の状況と合わせて、市教委へ報告する。
- イ 区役所と連絡を取り合い、指示があれば、避難所開設の準備を進める。
- ウ 表山学区避難所運営担当者と連絡を取り合う。

(4) 通学路の危険箇所

| 内 容         | 記 号 | 危険箇所 |
|-------------|-----|------|
| 倒壊のおそれのある箇所 | ㊦   | 0 箇所 |
| 落下のおそれのある箇所 | ㊧   | 0 箇所 |

(5) 防災体制（自衛水防組織）



## V 暴風・大雨等における安全指導について

### 1 暴風警報が発表されたことを想定した指導

#### (1) 登校前

- ① 午前6時までに警報が解除されたときは、平常通りの授業を行う。
- ② 午前6時から午前11時の間に解除された場合は、午後の授業を行う。
- ③ 午前11時を過ぎてから解除された場合は、当日の授業を中止する。

#### (2) 登下校中

- ① 登校中の場合は、そのまま登校させ、在校中に準じた措置をとる。
- ② 下校中の場合は、そのまま下校させ、在宅中に準じた措置をとる。

#### (3) 在校時

速やかに下校させる、場合によっては待機させる。

#### (4) 下校後

中学校ブロック内の小学校と連絡を取り合って情報を収集し、対処する。

### 2 大雨警報、洪水警報が発表されたことを想定した指導

#### (1) 登校前

- ① 大雨警報でも、午前7時30分までに学校から連絡がない場合は、平常通りに授業を行う。
- ② 午前7時30分までに学校から連絡があった場合は、その指示に従い、自宅待機とする。

#### (2) 登下校中

- ① 登校中の場合は、そのまま登校させ、在校中に準じた措置をとる。
- ② 下校中の場合は、そのまま下校させ、在宅中に準じた措置をとる。

#### (3) 在校時

原則、学校待機とする。

警報が解除された場合は、ブロックの小学校に学区の状況を確認した上で、速やかに下校させる。

#### (4) 下校後

中学校ブロック内の小学校と連絡を取り合って情報を収集し、対処する。

### 3 在校中に警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」「避難勧告」、警戒レベル5「災害発生情報」が発令されたことを想定した指導

#### (1) 警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合

生徒等に情報を伝え、状況によって安全に避難させ、掌握する。

- ① 警戒レベル3が発表されたことを、すみやかに生徒等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ② 警戒レベル3が発表されたことや生徒等の状況等を保護者に伝える。

#### (2) 警戒レベル4「避難指示（緊急）」「避難勧告」、警戒レベル5「災害発生情報」が発令された場合

- ① 警戒レベル4、5が発表されたことを、すみやかに生徒等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ② 警戒レベル4、5が発表されたことや生徒等の状況等を保護者に伝える。
- ③ 直ちに教育活動を打ち切り、生徒を体育館（指定緊急避難場所）に待機させる。学校が避難所に指定されるため、保護者引き取りがあれば、生徒を帰宅させる。

4 在校中に特別警報が発表されたことを想定した指導

直ちに教育活動を打ち切り、生徒を体育館（指定緊急避難場所）に待機させる。学校が避難所に指定されるため、保護者引き取りがあれば、生徒を帰宅させる。

5 警報が発表された場合や警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」「避難勧告」、警戒レベル5「災害発生情報」が発令された場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

ア 保護者用プリント（「南海トラフ地震に関連する情報発表時」「大規模災害発生時」及び「暴風警報」「大雨警報」発令時の対応について）を事前に配布しておく。

イ 保護者の引き取りがあるまで、生徒は学校で待機させる。

(2) 発表・発令されたときに周知する方法

ア なごやっ子あんしんメールを使って、生徒の学校引き取りを依頼する。

イ メール登録を行っていない保護者には、電話連絡をする。

ウ 通信網が遮断された場合は、正門に保護者向けの案内を掲示する。

6 その他

(1) 地域の情報収集

ア 中学校ブロック内の小学校と連絡を取り合って情報を収集する。

イ PTA校外委員会及び役員から、情報を提供していただく。

ウ 教職員で手分けして学区を巡視し、情報を収集し、学校に伝達する。

(2) 関係機関への連絡

ア 学区から集めた情報をまとめ、学校の状況と合わせて、市教委へ報告する。

イ 区役所と連絡を取り合い、指示があれば、避難所開設の準備を進める。

ウ 表山学区避難所運営担当者と連絡を取り合う。

(3) 通学路の危険箇所

| 内 容           | 記号 | 危険箇所数 |
|---------------|----|-------|
| 出水危険箇所        | ④  | 6 箇所  |
| 蓋のない危険な側溝     | ⑤  | 9 箇所  |
| 危険なマンホール      | ③  | 0 箇所  |
| 冠水のおそれのある箇所   | ⑥  | 8 箇所  |
| がけ崩れのおそれのある箇所 | ⑦  | 6 箇所  |

※ 危険箇所の記号を赤で記入した学区地図を添付すること。

(4) 防災体制（自衛水防組織）

